

令和6年6月から 定額減税が行われます



令和6年6月定期支給分から、定額減税が行われます。「年金額改定通知書」と一体となっている「年金支払通知書」に表示の所得税額は、**定額減税後の額**を記載しています。

令和6年度税制改正における定額減税は、**国内居住である納税者および配偶者を含めた国内居住である扶養親族1人につき**、それぞれ令和6年分の**所得税3万円**、令和6年度分の**個人住民税1万円**を減税すること（特別控除）をいいます。ただし、定額減税の額が対象者の所得税額を超える場合は、その所得税額が限度となります。

対象者は、令和6年分の合計所得金額が1,805万円以下（給与収入の場合は、収入金額2,000万円以下）の方です。

税の種類	定期支給期	定額減税（特別控除）額
所得税	令和6年6月から	本人： 3万円 配偶者 ^{※1} および扶養親族 ^{※1} ： 1人につき3万円
個人住民税 ^{※2}	令和6年10月から	本人： 1万円 控除対象配偶者 ^{※3} および扶養親族 ^{※4} ： 1人につき1万円

※1 同一生計で令和6年の合計所得見積金額が48万円以下であること

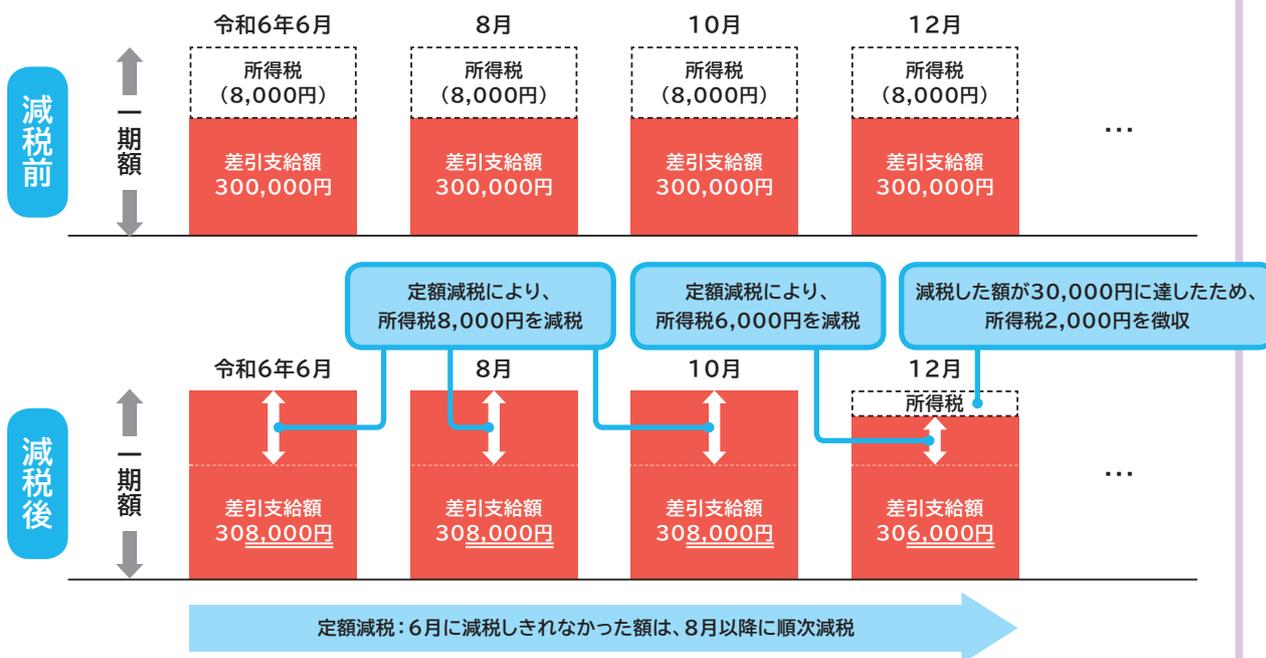
※2 市区町村からの依頼により、個人住民税を年金から控除している方が対象

※3 前年の合計所得金額が1,000万円以下である個人住民税の納税義務者と同一生計の配偶者で、前年の合計所得金額が48万円以下であること

※4 納税義務者と同一生計の親族で前年の合計所得金額が48万円以下であること

所得税にかかる定額減税のイメージ

- 一期額308,000円、源泉徴収する所得税8,000円で、定額減税額が30,000円の場合



定額減税の詳細は、国税庁ホームページをご確認ください。

[国税庁トップページ](#) → [利用者別情報](#) → [源泉徴収義務者の方](#) → [定額減税 特設サイト](#)

